

## 第4回 江戸川区景観計画策定委員会 議事要旨

---

日 時：平成21年6月26日（金）

午後2時00分～午後4時30分

場 所：第一・二委員会室

### 1. 開会

- ・青谷委員（今回より参加）よりあいさつ

### 2. 第2回委員会の議事報告

- ・指摘事項など特になし

### 3. 江戸川区景観まちづくりの考え方について

#### 1) 目標について

- ①景観まちづくりの目標は、住民自身が住みやすいと思え、まちが元気になることである。
- ②なぜ景観まちづくりに取り組むのかという視点に基づき、これまでのまちづくりにおける成果や苦悩、今後の課題について前文で触れた上で、目標を掲げる。
- ③「住みやすい」や「永住したい」といった江戸川らしさを丁寧に表現すると共に、「住みやすさ」を支えている「農」の要素を盛り込む。
- ④まちづくりの方向性がイメージしやすくなるよう、「江戸川らしさ」という抽象的な表現ではなく、「多様な地域性を魅せる」とした方がよい。

#### 2) 基本方針について

##### (1) 全体的な内容について

- ①良い景観を守り育てるだけでなく、良くない景観（ディスアメンティ）をなくすことを基本方針の前文もしくは方針の1つとして述べる。
- ②基本方針を組み立てるキーワードとして、「ソフト」「ハード」「デザイン（景観統一）」「時間（歴史）」「参加」などをふまえ、文章とコピーを修正する。
- ③人の姿を思い描けるような、人間味のある、あたたかい文章表現を用いる。

##### (2) 方針2「都市施設が活きる景観をつくる」について

- ①「都市施設」ではなく、「公共施設」という表現を用いる。
- ②公共施設の設置において、公共施設と民間建築物の両方で景観に配慮していく必要がある。そこで、大勢の人の目にとまるなど影響力の大きいものについては、十分に景観配慮すべきであることを述べる。
- ③公共施設について、デザインポリシーをもって景観に配慮するよう、江戸川区景観計画ではそれを盛りこむ。

##### (3) 方針4「活力と賑わいの景観をうみだす」について

- ①賑わいは結果としてうまれるものなので、「育てる」という表現を用いる。
- ②「地域産業を景観に活かす」では、本文に、江戸川区を表現する小松菜や朝顔などの固有名詞を

入れる。

- ③建築だけで景観ができるものではなく、建築はあくまで背景であり、そこに人が加わることで風景が完成されるということを伝わる表現にする。

#### (4) 方針5「周辺環境と調和するまちなみをつくる」について

- ①「周辺環境」の「周辺」は、小景観区のような地域において、どこを示すかが不明確である。
- ②「調和する」という表現は、個人により解釈が異なるため不適切である。
- ③「周辺環境との調和」ではなく、地域ごとに「区民が主体となって景観まちづくりをすすめる」ことを示すべきだ。

### 3) 骨格となる景観まちづくりについて

- ①景観軸及び景観拠点は、江戸川区全体を捉えた場合、顔となる景観であり、重要な場所である。
- ②景観重要資産には、祭礼など一時的に見られる風景も含む。今回の提示の例だけでなく、多くの区民の意見を付け加えながら決めていく。

### 4) 地域による景観まちづくり

#### (1) 大景観区、小景観区の考え方について

- ①区民が元気で住みやすく、多様な地域らしさがにじみ出す多色刷りのまちとなることを目指す。
- ②大景観区は、行政上のまとまりを与えるための区域であり、関連計画などから地域の基礎情報を整理した上で、これまでのワークショップ等の意見をふまえて、将来像や方針をまとめる。
- ③小景観区では、行政が決めたルールではなく、住民のアイデアでまちづくりを進めていくもので、区域の設定なども住民が決める。
- ④小景観区を動かしていくために、同じ地域に住む新旧の住民が、どのように地域としてのまとまりを持って取り組むかが課題である。

#### (2) 小景観区を推進するための支援について

- ①行政による住民への支援として、簡単であっても区民の景観まちづくりを推進する心の支えとなる小景観区を認定・認知する制度があるとよい。
- ②リーディングプロジェクトとして、小景観区のモデル地区を設定し、必要な制度等、行政の支援のあり方を検討できるとよい。
- ③地域ごとでの景観まちづくりをすすめるためには、景観担当部局だけでなく、全庁あげて取り組むべきものである。
- ④地域での景観まちづくりでは、地元建築家など地域にいるプロの職能を活かすべきだ。

### 5) 景観形成基準の考え方について

#### (1) 全体について

- ①江戸川区一律で方針や基準を決め、景観まちづくりをすすめることは不適切である。
- ②景観計画では、例えば、設計者が派手な看板を設置したい等のオーナーの意向を汲むだけでなく、地域全体を捉えて景観に配慮した提案ができるよう、その後ろ盾となる内容を盛りこむ。

#### (2) 色について

- ①モノトーンのまちなみの中に鮮やか色があるときれいに見える。しかし、人の営みを際立たせる

ためには建築は背景となるべきで、派手な色は不適切である。

②色だけで統一性を出すのではなく、建物の材料、高さ、色など、どれか1つの要素でも揃っていると、統一感のあるまちなみをつくれる。

③建物等の色を検討する際は、場所柄をわきまえたものであるべきだ。

#### 4. 景観教育の実践について

・佐々木委員、長島教諭より区内小学校5校の取組み状況について説明

#### 5. 平成21年度ワークショップの進め方について

①ワークショップは、景観まちづくりリーダー養成の場である。

②区民主体の景観まちづくりを推進するため、リーディングプロジェクトを実践できるとよい。

③ワークショップでは骨格となる景観まちづくりの対象地域をさらに抽出し、規制だけでない面白くて楽しい江戸川ルールを検討してほしい。

③新川をモデル地区の1つとして、現在進めている整備についてワークショップ参加者からの意見をいただきたい。

#### 6. 閉会

①今後の委員会では、骨格となる景観まちづくりの対象区域や景観形成方針の検討を行う。

②次回は、9月ごろ開催予定とする。

■ 委員出席状況：2名欠席（赤木委員、服部委員）